附則第四条の三第一項中「、組合」の下に「（指定都市職員共済組合等を除く。）」を加え、「被用者年金一元化法」を「平成二十四年一元化法」に改め、同条第三項中「第七条の二まで」の下に「、第十二条の三」を加え、「及び第四号の三」を「、第六号及び第七号」に改める。

附則第四条の三の次に次の三条を加える。

（地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付）

第四条の四　第十一条の十二の規定は、地方の組合の経過的長期給付に要する資金について準用する。この場合において、同条中「令第二十一条の二第二項」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第百四十九条の規定により準用する令第二十一条の二第一項」と、「退職等年金給付」とあるのは「地方の組合の経過的長期給付」と、「法第百十三条第五項の規定」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第百四十三条第一項の規定」と、「退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と読み替えるものとする。

（地方の組合の経過的長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第四条の五　第十一条の十二の三第一項の規定は、地方公務員共済組合連合会が、平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定に基づく拠出金を国家公務員共済組合連合会に拠出する場合について準用する。

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用）

第四条の六　第十一条の二十及び第十一条の二十一の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金又は同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金について準用する。

附則第五条の二、附則第五条の三第一項及び附則第五条の五第二項中「第十一条の十四第二項」を「第十一条の十六第二項」に改める。

附則第五条の六を削り、附則第五条の七を附則第五条の六とする。

附則第六条の二中「第十一条の十四第二項」を「第十一条の十六第二項」に改める。

附則第六条の三の次に次の一条を加える。

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第六条の四　施行規程附則第十三条から第三十八条までの規定は、団体組合員に係る平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付について準用する。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（」の下に「平成十九年法律第百四号。」を加え、「第二条第五号」を「第二条第三号」に改める。

第四条第一項中「第五十八条第一項又は第二項」を「第四十九条」に、「第二条第六号」を「第二条第四号」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「第三条第三項」を「第二条第三項」に改める。

第五条の見出し中「長期給付等」を「附則第六十五条年金」に改め、同条第一項中「次に掲げる」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十五条第一項の規定により支給する退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金（以下「附則第六十五条年金」という。）」を加え、「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、同項第一号中「第五十九条第一項」を「第二十七条（第二号、第四号及び第六号から第八号までを除く。）」に、「より退職共済年金」を「より厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の老齢厚生年金」に、「同項第三号に規定する地共済法の退職共済年金」を「同法の老齢厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の受給権を有することとなった者」に、「及び第三項、第百二十一条第一項、第百二十一条の三第一項並びに第百二十二条の規定による決定の請求」を「の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第一項の請求書」に改め、同項第二号中「第五十九条第一項、第六十二条又は第六十九条第一項」を「第二十七条（第一号、第三号、第五号及び第八号を除く。）、第三十条又は第四十条第一項」に、「より遺族共済年金」を「より厚生年金保険法の遺族厚生年金」に、「法第五十九条第一項第四号に規定する地共済法の遺族共済年金」を「同法の遺族厚生年金」に、「同項第五号に規定する地共済法の遺族共済年金」を「同法の遺族厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなった者」に、「第百三十四条第一項の規定による決定の請求」を「第百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第一項の請求書」に改め、同項第四号中「第六十条又は第六十七条第一項」を「第二十八条又は第三十八条第一項」に、「障害共済年金」を「厚生年金保険法の障害厚生年金」に、「者」を「ことにより平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の受給権を有することとなった者」に、「第百二十九条第一項の規定による決定の請求」を「第百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項の請求書」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを削る。

第六条を次のように改める。

（附則第六十五条年金の改定請求の特例）

第六条　法第二十八条第二項の規定を適用する場合において、同項の規定により厚生年金保険法の障害厚生年金の額を改定すべき事由が生じたときは、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額の改定に係る施行規程第百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項に規定する請求書を提出する場合には、相手国期間申立書を併せて提出しなければならない。

第七条を削る。

第八条の見出し中「長期給付等」を「附則第六十五条年金」に改め、同条第二項中「別紙様式第二十九号による年金加入期間確認通知書」を「第百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条第二項第三号」に改め、同条第三項第一号中「第百三十四条第二項第三号に掲げる組合員又は組合員」を「第百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第三項第四号に掲げる被保険者又は被保険者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　施行規程第百二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第六十条第三項第九号の二に掲げる書類

第八条を第七条とする。

第九条を削る。

（東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令の一部改正）

第三条　東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条第一項中「地方公務員等共済組合法施行規程」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程」に、「地共済規程」を「平成